

## 大月市お試しサテライトオフィス利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大月市お試しサテライトオフィス設置要綱の規定に基づき、お試しサテライトオフィス（以下、「お試しオフィス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(お試しオフィスの利用)

第2条 お試しオフィスは、次に掲げる活動を行う場合に利用できるものとする。

- (1) 市外に本社や本部等を有する企業・団体が、単独もしくは複数で遠隔勤務を行う場合
- (2) ICTの利活用により、本市の情報発信や地域資源を活用した産業振興につながると認められる活動を行う場合
- (3) 遠隔勤務の実施と併せて地域住民との交流促進を図る活動を行う場合
- (4) 本市の地域活性化に関する調査研究活動を行う場合
- (5) その他、本市の地域活性化に資する活動として市長が特に認める場合

(利用期間)

第3条 お試しオフィスの利用期間は、1ヶ月以内とし、連続で最大12ヶ月までとする。また、年度を跨いだ利用は行わないものとする。

2 前項の規定に関わらず、毎年12月25日から翌年1月10日までの間並びに施設管理上その他の必要がある場合には、利用を行わないものとする。

(利用可能時間)

第4条 お試しオフィスの利用可能時間は、開始日の午前9時から終了日の午後5時までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、これを変更できるものとする。

(利用の申込)

第5条 お試しオフィスの利用希望者は、原則として利用開始希望日の7日前までに市が定める方法により申込を行うものとする。

2 申込内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用者の承諾)

第6条 市長は、前条の申込があったときは、速やかにその内容を審査し、使用を承諾したときは申込者に連絡するものとする。

(利用者証の貸与、管理及び返却)

第7条 市長は、お試しオフィスの利用を承諾した場合は、申込者に対して利用者証を貸与するものとする。

2 利用者は、利用者証を本人以外の者に転貸し、又は譲渡をしてはならない。

3 利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに利用者証を返却しなければならない。

- (1) 利用期間が終了したとき
- (2) 第8条に掲げる事項を遵守しなかったとき
- (3) その他、やむを得ない理由により利用者証の返却を求められたとき

4 利用者は、利用者証の紛失、盗難、破損等が生じた場合には、再発行に要する経費を負担しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、お試しオフィスを利用するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。
- (2) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 利用の承諾を受けた内容を変更し、又は利用目的外に使用しないこと。
- (4) お試しオフィスの施設又は設備を汚損し、又は破損しないこと。
- (5) 利用時間、利用期間を厳守すること。
- (6) 設備・備品を外部に持ち出さないこと。
- (7) 利用終了後は、設備・備品を利用開始時の状態に戻すこと。
- (8) 飲食や喫煙は所定の場所で行うこと。
- (9) 持参した資機材や資料等及び利用に伴い発生するゴミは利用者の責任において持ち帰ること。
- (10) 宗教活動又は政治活動を行わないこと。
- (11) 利用に際して非常口の位置と避難経路等を確認すること。
- (12) 本市が行うアンケート調査に協力すること。
- (13) 上記のほか、市長が指示した事項に従うこと。

(違反行為に対する措置)

第9条 市長は、次に掲げる者に対し、お試しオフィスへの出入を禁止し、利用を停止し、又は違反行為の是正、行為の禁止、お試しオフィスからの退去、その他必要な措置を行うことができるものとする。

- (1) 第7条に定める利用者証の貸与を受けないでオフィスを利用した者
- (2) 前条の規程に違反した者又は違反する恐れが明らかである者

(損害賠償)

第10条 利用者は、その責に帰する事由により設備・備品を毀損し、又は滅失した場合は、直ちに市長に報告するものとする。この場合において、利用者は損害賠償責任を負うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。